

グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会規約

(名称)

第1条 この会は、グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会（以下、「地域協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地域協議会は、「総合特別区域法（平成23年8月1日施行）」（以下「法」という。）の規定に基づき、行政、経済界等の連携の下、環境を軸とした成長産業の育成・強化により、アジアの活力を取り込み、我が国経済を牽引する拠点の構築を目指す「グリーンアジア国際戦略総合特区」（以下「特区」という。）の指定の申請、計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、特区実現に向け、地域が一体となって推進することを目的とする。

(事業)

第3条 地域協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 特区の指定申請に関する協議
- (2) 国と地方の協議会における協議への対応
- (3) 特区計画の作成及び変更
- (4) 特区計画の実施に関し必要な事項に関する協議
- (5) その他地域協議会の目的を達するために必要な事項

(構成員)

第4条 地域協議会の構成員は、次の者により構成し、構成員は別表1のとおりとする。

- (1) 福岡県、北九州市及び福岡市
- (2) 特区事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (3) 特区計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- (4) その他(1)が必要と認める者

(役員)

第5条 地域協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名

2 役員は、構成員の中から互選する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、地域協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

(部会)

第7条 地域協議会に、特区の事業に関する事項を協議するための部会を設置する。

2 部会に部会長を置き、部会長は部会を代表し、会務を総括する。

(代表者会議)

第8条 第3条に掲げる事項の検討、地域協議会の運営及び意思決定を行うため、地域協議会に代表者会議を置く。

2 代表者会議は、役員、部会長並びに第4条第3号及び第4号に掲げる者の中から会長が指名する者により構成し、構成員は別表2のとおりとする。

3 代表者会議は、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第9条 地域協議会の事務を処理するため、福岡県、北九州市及び福岡市により構成する共同事務局を置く。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成23年9月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行前に設置された部会について、地域協議会が承認した場合には、当該部会の設置日に遡って設置されたものとみなす。